

別海町議会基本条例（案）の体系図（9月7日調査現在）

前文		
第1章 総則 基本となる考え方について	1 目的	2 定義
	3 最高規範性／条例遵守	
第2章 活動原則 与えられた役割を果たす	4 議会	5 委員会
	6 議員／政治倫理／紀律及び規律	
	7 正副議長	8 正副委員長
第3章 会議運営と町民参画 わかりやすい議会へ	9 定例会の回数(条例整理検討)／会議規則・傍聴規則による運営	
	10 議会の町民参画促進施策／委員会の町民参画促進施策	
	11 議会モニター	12 次世代を担う町民の参画
第4章 議員間討議と委員会活動 結果を出す議会へ	13 議員間討議／協議・調整の場	
	14 委員会の調査事件及び審査事件	
	15 委員会活動のPDCAサイクル	
第5章 情報共有と議会の活性化 開かれた議会へ	16 情報公開及び個人情報保護	
	17 町民への情報提供施策	
	18 議会内部の情報共有施策	
	19 議会活性化計画の策定手続／議会活性化のPDCAサイクル	
	20 議会サポーター	
第6章 政策形成と議会機能の強化 行動する議会へ	21 政策形成の努力	22 議会による政策形成施策
	23 委員会による政策形成施策	
	24 議員による政策形成施策	
	25 政策の内容説明及び審議方法	26 議決事件の拡大
	27 議会費の確保	28 附属機関及び調査機関の設置
	29 所信表明	30 議会図書室
	31 議会事務局	
第7章 議員活動 まちを歩き町民に寄り添う	32 議員定数	33 議員報酬
	34 研修及び議員間交流の強化	
	35～38 議員の活動施策	
第8章 災害などへの対応 議会が取り組む危機管理について	39 危機管理／業務継続	
第9章 条例の運用 本条例の運用管理と見直し手続きなどについて	40 条例の運用管理／見直し手続きなど	